

特定加算に基づく取組について

社会福祉士法人 栗の木は、2020年3月現在、処遇改善加算(Ⅱ)と特定処遇改善加算(Ⅰ)を取得しており、また2020年度からは、処遇改善加算(Ⅰ)と特定処遇改善加算(Ⅰ)を取得予定です。

また賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容としては、2020年度4月より非常勤職員を1名常勤雇用とする等があります。

今後も、職員の処遇改善に努め、質の高い支援を行う所存です。

2020年3月31日
社会福祉士法人 栗の木